

# 國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

## 事業成果論文

草稿本『古史伝』における篤胤の思想形成過程：  
神観・靈魂観と「青人草」

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學研究開発推進機構 公開日: 2023-02-07 キーワード: 作成者: 小林, 威朗 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00001718">https://doi.org/10.57529/00001718</a>

## 草稿本『古史伝』における篤胤の思想形成過程

— 神観・靈魂観と「青人草」 —

小林 威 朗

### 凡例

本稿では秋田県公文書館蔵平田篤胤草稿本『古史伝』を用いるが、そこに記される加筆修正が論旨にとって重要なので引用する際は左記の凡例に沿って実物の様子を示す。

- 一、塗潰しによって削除された文字は■または「(文字数)」で示す
- 一、見消し等判読可能な文字は「」で括り示す
- 一、加筆された文字はへで括り示す
- 一、加筆のうち、特に頭注は(頭)として該当箇所の初めに示す
- 一、割注は【】で括り示す

一、虫等により判読不可な部分は□で示す

一、草稿本、板本を問わず『古史伝』の引用に際しては段数と該当箇所最初の文字、又は丁数を示す

## はじめに

本稿の目的は草稿本『古史伝』の分析を通して、これまで板本『古史伝』(あるいは全集)を用いて言及されてきた平田篤胤の思想について再考するものである。この草稿本『古史伝』の書誌情報(表紙・段構成・加筆修正等)と平田家の書簡や日記をつき合わせるにより成立時期を定め、その上で内容を分析する事により板本『古史伝』からは窺うことができない篤胤の思想形成過程が示されるものと考ええる。

草稿本『古史伝』<sup>1)</sup>は現状三十巻三十冊からなり(表一)、三種類の表紙(後述)を持つものである。元来、「東京平田家所蔵」であったのだが、明治三十年代から(一八九七)本格化した秋田県立図書館による郷土資料収集の一環として、同館が明治四十二(一九〇九)年に「平田篤胤の直筆著書十九部八十一冊を価格一千五百円を以て購入」したものである。<sup>2)</sup>平成五(一九九三)年の秋田県公文書館開館に際し、秋田県立図書館から移管され、現在「平田文庫」内資料群の一部として所蔵されている。また、篤胤自筆による資料(草稿の断片)は同公文書館「落穂文庫」にも所蔵されているが、こちらの伝来は不明であるとされている。<sup>3)</sup>

以下、『古史伝』を取り扱った先行研究について概観したい。これまで『古史伝』は天之御中主神を「主宰神」とし、大国主神による「来世観」(所謂「死後審判」)を示す篤胤の名著として取り上げられてきた。このことを決定付けたの

は村岡典嗣の「平田篤胤の神学に於ける耶蘇教の影響」であると思われる<sup>4</sup>。村岡の論旨は表題の如く、篤胤の「神学」にキリスト教の影響を見ており、その根拠として『本教外編』(文化三(一八〇六)年著、「大壑君御一代略記」による)を挙げている。そして「本教外編後、七八年を経て成った古史伝造化三神の条、約二十年を経て成った同大國主神の条を、外編に比較して、その思想に於いてのみならず用語に於いて、その再現を示すものが少くないのを思ふと、平田が、如何に耶蘇教書に学んだ所の深いかは察知される」として、『古史伝』において結実するものと捉えたのである。この村岡の論考は『古史伝』を中心に考えた場合、二つの視点から分析できる。一つは「大壑君御一代略記」(以下、「略記」)を主軸にした著作年譜上から見た『古史伝』への視点であり、もう一つは内容を比較した上で『本教外編』と『古史伝』の同一性を見る視点である。

実際、村岡に対して批判的検証を試みる論者は、二つの視点を意識した立論となつているといえる。例えば、三木正太郎<sup>5</sup>は「幽冥観と耶蘇教」のなかで、まず『本教外編』の内容を分析し、それと『靈能真柱』を比較し、さらに『古史伝』と比較するという手法を用いている。そして「略記」を用いた著作年譜を基に、『本教外編』の影響は『靈能真柱』では見えず、『古史伝』になつてから窺われるものであることを主張している。

村岡や三木の論が板本(あるいは全集)に依拠していたのに対して、草稿本を用いた小林健三の研究は重要である<sup>6</sup>。小林はまず「第二 古史伝の思想」において、草稿本と板本との比較を第一巻(三稿本)に限りおこなつていふ。その結果、草稿本においては天之御中主神が「宇宙の萬物を悉く主宰り給ふ」や所謂「北辰」説がないことを示し、大凡「本居の古事記伝の説を主としてそれに若干加筆したもの」としている。次に「第三 古史伝廿三卷百二十三段についての考」において、「廿三卷(一二三段)の自筆本は、初稿本であるにもかかわらず、訂正のあとがあまりなく、その点きわめて綺麗にかけている」としている。しかし、この世を「寓世」と論じた一連の「来世観」を示した部分

に大きく訂正した箇所があり、この点からいわゆる耶蘇教の影響について考察している。

この小林の論を補いながら草稿本の「天之御中主神理解」を考察したのが神保郁夫の論考である。神保は草稿本の成立時期について「稿本は全三十巻からなり、各巻により成稿状態が異なる」とし「第一段から十段までは原表紙に三稿と篤胤自筆で記されてゐる。また十五段以降は初稿。百三十二段以降は三稿と記されてゐる」と述べている。さらに、「文政九年に入門した宮負定雄とその著作『万物牡牝考』等が両書共に引用されてゐることからも、自筆稿本の成立年代は、上京後の文政十年前後であると考へられる」としている。また、篤胤の著述ごとに「天之御中主神理解」を抽出し、「略記」から抜き出した著述年譜に当てはめることによって、『本教外編』における「天之御中主神理解」が文化三年に成立したとするには異質なものであることを示した。この論考は草稿本を用いたこともさることながら、「略記」に対して明確に疑問符を投げかけたことにも大きな意義があるといえる。

以上『古史伝』に関する言及の一部を示すことで、著述の成立時期と内容の検討という二つの視点の重要性が示されたように思われる。<sup>(8)</sup>多くの研究で著述成立時期の根拠としてきた「略記」には不確定要素があり、この点を草稿本の書誌情報によって確定することは意義あるものと思われる。また、これまで複数の著作を比較することに依って示されてきた篤胤の思想は、草稿本の加筆修正を分析することによって同一著作の内容的変化としてより具体的・実証的に研究されていくべきものと思われる。換言すれば、資料の成立時期と内容変化に着目することで、著者である篤胤に寄り添った『古史伝』理解を目指したいという<sup>(9)</sup>のが筆者の立場である(キリスト教の影響を否定することを目的としない)。これまでの研究における『古史伝』理解は、それぞれの目的のために研究対象との乖離を含んでい<sup>(10)</sup>と思われる。

先述の秋田県公文書館落穂文庫に生田万(道満)が書いたと思われる紙片がある。

〔古十八―廿五〕 古廿三―六十二

神事の中の幽事を白し顕し給へるに依りて道満年頃の疑惑一時に積けて有難しなど白すも更なりいでや今より後は恐れれど生涯寒困貧賤の間に辛苦して大國主大神の顕世に立給へる御功績の億万分一をも立てむと思ふ心の勃然として突き起り侍りぬるは大人の此処なる御教語の御恩頼にぞ侍りける

この紙片は「十八卷二十五丁」から「二十三卷六十二丁」への変更が示されていることから、『古史伝』二十三卷一二三段(所謂「幽冥段」)に付されていたものとわかる。ここに示されている生田の湧きあがるような文章は、大國主神の事蹟に習う(「神習」)ことよって、「顕世」の苦難にひるまず生き抜くべきことを認識した者の言葉と考えるべきであろう。こうした当時の読者による記事は、所謂「死後審判」説を前提とした議論では理解し得ないものと思われる。<sup>12)</sup>

このようなことを踏まえて、草稿本の成立時期を考えた上で内容を分析することにより、板本『古史伝』からは窺えなかつた篤胤の思想形成過程を考察したい。

## 一 草稿本『古史伝』の成立時期

### 一 一 起稿の時期

三十卷三十冊全体の構成を眺めるために表一から見ていきたい。先行研究が既に示している点であるが、この草稿本には三つの表紙がある。外側に後世のもの、次に鍔胤の筆跡と思われるもの(以下、「草稿本表紙」)、最後が篤胤の筆跡のもの(以下、「原表紙」)である。後世につけた表紙は「草稿本表紙」に沿って(あるいは保護する目的で)つけたものである。この表一は段構成を基本にして、「原表紙」、草稿本、板本の各巻を比較したものである。ここから、「草稿本表紙」と板本の段構成を比較すると全く同様であることがわかる(出版されなかった二十九、三十巻を除く)。ここで「原表紙」に着目したい。この「原表紙」は「一」から「二十三」まであり欠番はない。おそらくある程度の時期まで草稿本は二十三巻で構成されていたと考えられる(先行研究において「原表紙を欠く巻がある」としているものもあるが、おそらくそれは「原表紙」の位置が必ずしも「草稿本表紙」の位置と一致しないために欠落しているように見えたのであろう)。また、一から三には「三稿」とあり、四から十九までは「初稿」、二十から二十三は「三稿」となっている。この「原表紙」に依拠して段構成を考えれば一段から一七段は「三稿」、一八段から一二二段は「初稿」、一二三段から一四九段は「三稿」ということになる。

この点を踏まえて、文化十二(一八一五年)三月十四日付伴信友宛篤胤書簡を見てみたい。<sup>13)</sup> この手紙の中で示されている「初段、古天地云々より、第二十二段事戸度の段迄にて、例の細書七八十丁のもの四巻、先此頃迄に初稿成申候」という文言は、草稿本の原表紙の状態に近いといえる(表一)。また、当時の「古史」講義は「古史伝は未かかであれ共」『古事記伝』を傍らに置いて、適宜参照しながら、進めていたことがわかる。そして、書簡に記された『古事記伝』を全巻所有していないために書かずにおいてある部分も、この草稿本の状態に符合するといえる(二十二段「散去矣」、二十一「杖」、第六段「骸」、二十段「擲櫛」)。よって、この書簡から草稿本の起稿時期は文化十二年であると考えられる。さらにこの書簡の『古史伝』執筆に関する末尾には、「先初稿を記し立見て」その後に見聞きしたものによつ

て加筆修正をしていくという執筆方針が示されていることに注目したい。

## 一・二 加筆修正にみる成立過程

草稿本『古史伝』をはじめ、篤胤の草稿本における加筆修正がおびただしいものであるという事は、文政十(一八二七)年七月二十一日ころのものとする三河の神職で宣長にも学んだ鈴木重野宛書簡の下書きからもよく言及される。

愚著共早々御覽被成度由、御懇篤に被仰越、御尤之儀奉存候、古史伝は至て大部に相成り、神代部而已にて古事記伝全部程有之、赤青混雜之書入草稿本にて、今以て日々考証を加へ罷在候へば、容易に筆工へは難申付、…(下略)<sup>(15)</sup>

ここで記されているように、文政十年の段階で「古史伝」の神代巻が『古事記伝』全巻と同程度あり、また「赤青」が混在した書入れのある「草稿本」であつて、いまだ「日々」加筆修正をしている状態であるという。この事からも文化十二年信友宛書簡に示された、先ず初稿を記し、その後に加筆修正する、という執筆方針は確認できるのであるが、注目したいのはこの加筆修正の多さである。そこで、草稿本の本文によつて加筆修正を分類すると大凡以下の六種がある。

- ① 元の文字を見消、塗潰しする削除

- ② 元の文章を線で囲む削除(前掲、小林、神保がすでに述べている)
- ③ 元の文字の上から訂正した文字を書く修正(一字の場合が多い)
- ④ ①の傍らに訂正した文字を書く修正
- ⑤ 「▲」・「△」(割注の場合は「∞」等の記号と共に頭注としての加筆)
- ⑥ 元の文章を用紙ごと切り取り、新たな文章を貼付挿入する修正

この中で⑥に関する修正方法についての分析は、平田篤胤関係資料の残存状況から考えるに今後大きく進展する可能性があるので具体例を示したい。

ここではじめにで示した落穂文庫中の草稿の断片を見てみたい。落穂文庫三七四「平田篤胤の草稿本」に「古史伝五ノ八」と小書きされた紙片がある(写真一)。

□□□□なるべし」さて天日に寄憑る火の■■に■■満て至らぬ□なく。「萬物を「産」產生し」(「土に照入り」)産靈の神靈を助つ、「萬物を產生す」(「土に照入り」)「土に照入り」土ノ氣火ノ氣相和して千ぢに(△(頭)□□物類□成し)その産し生せる■■(草木を)以て(大きくも小さくも)火を集むれば集りて■■青人草の要を為しそれ燃尽れば(灰と化て)土のみ残り「て」火氣は元の■■虚空に帰る(▲(頭)□□火産□□神の功の□□しには□ける■■)「実に火はかり奇靈なる物は有し□ぞ思ふ。【是に就て思ふに奇しく妙なる事物の称言に比てふ言を云は世に火ばかり奇異き物のなき故に其名を借て(弘く)言ならへるならむかも】なほ下に云るをも

これは草稿本五卷八丁ウの部分に

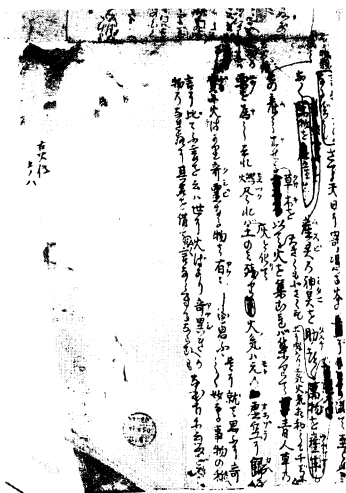


写真1 落穂文庫374「平田篤胤の草稿本」

さて然天つ日に奇憑る火気の虚空にちり満て至らぬ隈なく産霊の御霊を佐けつ、地に照入り土気。鹽気。火氣相和して千ぢにvari 萬づに化りて【彼硫黄塩硝など云を始めくさ／＼かゝる類の物の多かるはみな是に因て成るなり】物類を生成して青人草の要を為し其産し成せる草木を以て火を集むれば大きくも小さくも凝集り■（それ）燃盡れば灰と化て「土のみ」残り（∞（頭）また此を分れば土と塩とに分るめり）火氣は元の虚空に帰るこれぞ火産霊神の徳のあらましには有ける実に火ばかり奇霊なる物は有らじとぞ思ふ【是に就て案に。奇く妙なる事物の称言に比てふ言を云は世に火ばかり奇異き物のなき故に其名を借て弘く言ひならへるならむかも】なほ次々言ふを見るべし

とあり、両者とも「火産霊神の徳のあらまし」を述べているものと理解されるが、その内容を比較すると落穂文庫蔵の紙片において「土ノ気火ノ気相和して」としている部分に草稿本では「鹽氣」が加わり、「硫黄塩硝」といった火薬を連想させる物質の起源も記されているとわかる。「火産霊神の徳のあらまし」を發展させた明確な根拠は管見には触れていないが、気吹舎門人（文政三年）の砲術家で天体観測なども行つた国友藤兵衛との書簡に「大砲」

に關する記述が有り(前掲『平田篤胤研究』、八六〇頁)、こういった交友關係によるものとも思われる。内容上符合するのみならず、落穂文庫の紙片の切断面と草稿本の該当箇所貼付挿入部分を並べると明確に一致することがわかる。

ここで示した⑥のような切り取り・貼付挿入による修正は草稿本のいたるところに散見されるものであり、こういった加筆修正した結果が秋田県公文書館所蔵の草稿本であるとするならば、遠藤潤が述べるように初稿本に複数回手を加えて三稿本としているのであって「二稿本」というものは存在しないという可能性は十分考慮する必要がある。<sup>16)</sup>

こうした加筆修正を念頭に置きながら草稿本を概観すると、すでに小林健三が『平田神道の研究』の「附録」で示している、板本『古史成文』(以下『成文』)と板本『伝』の段構成の違いによつてある程度の成立年代の推定ができる(四一五頁)。すなわち、小林が述べているのは板本『成文』の「一四九段」が板本『伝』において削除されて「一五〇段」が「一四九段」として繰り上げられているということである。この削除の過程が草稿本では⑥の加筆修正によつて看取することができる(草稿本「一四九段」は原表紙によると三稿本であり、また最終段であることに注意)<sup>17)</sup>。

まず『成文』が印刷されるのが文政八(一八二五)年三月十七日であるということが『日記』から確認できる(渡邊、九四〇頁)。この段階では「一四九段」は削除されることなく印刷され現存する板本『成文』となる。草稿本の「一四九段」は既に削除されているので、ひとまずは文政八年より後の成立とすることができる。ここで草稿本の該当部分(三十一卷六丁ウ・七丁オ)を注視すると下記の割注があり、

【前の成文に。御紀なる第五、一書を取りて。此ノ間に。爾神吾田津比賣ノ命。自リ<sup>一</sup>火爐之中<sup>二</sup>出來。稱言曰。吾所<sup>レ</sup>生之子。及吾身當<sup>三</sup>火難<sup>二</sup>而無<sup>三</sup>少損事<sup>一</sup>。見之乎白之時。皇美麻ノ命詔曰。吾本雖<sup>レ</sup>知<sup>三</sup>吾子

「但一夜而娠之故慮<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>疑者<sup>一</sup>而使<sup>ニ</sup>衆人<sup>一</sup>知<sup>ニ</sup>吾子<sup>一</sup>亦天神之令<sup>ニ</sup>一夜娠<sup>一</sup>亦汝有<sup>ニ</sup>靈異之威<sup>一</sup>。欲<sup>レ</sup>明<sup>ニ</sup>子等復有<sup>ニ</sup>超倫之氣<sup>一</sup>之故。前日嘲之也詔矣。と云へる文を出せれど。後によく思へば。如此ては本より疑ひ給ふ御心は無れど。わざと疑ひ給ふさまに詔へる由にて。上ツ代の意とも非らぬ傳へなれば削り去つ。然れば此<sup>■</sup>は師説の如く。上の本文のまゝに。(只)実に疑ひて嘲り詔へるものとすべし。」

その前後に⑥による修正が見られる。これは木花之佐久夜毘賣命(神吾田津比賣ノ命)は亦名<sup>ヒトヨニヤハラレ</sup>が「宿哉妊有<sup>ニ</sup>」とを邇邇藝命は本心から疑われたのか、それとも疑つたふりをなされたのか、という部分で『成文』のときまでは「わざと」疑われたと考えていたが、後に改めて宣長が述べるように「実に」疑われたのだと考えるようになった、ということである。これを踏まえると、該当箇所に加筆修正は文政八年以後のことになるが、この巻が三稿本であることを考えると旧稿部分は文政八年以前である可能性は高いといえる。

文政八年以前とする可能性を補足する史料として、向日神社所有で向日市文化資料館に寄託された六人部家本『古史伝』がある。現在では九卷十冊(一上、五下、十一上下、十二、十三、十五下、十六、十七、十八)があり、草稿本五卷(初稿)の「原表紙」にのみ確認される段構成変更指示<sup>18)</sup>と同じ構成となっており初期の写本であると考えられる(写真二)。また、文政六(一八二三)年十月十九日の日付がある六人部是香宛の書簡(渡邊『平田篤胤研究』、八七四

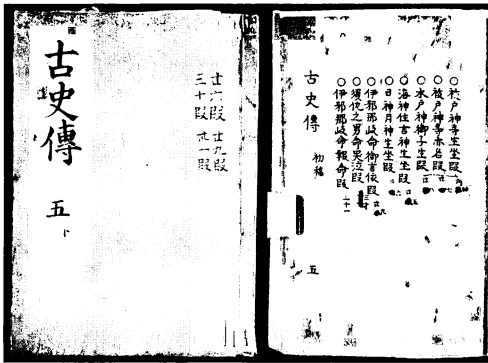


写真2 草稿本『古史伝』五の「原表紙」(右)と六人部家本『古史伝』五下の表紙(左)

頁)に、

いひおくこと

今度思ふ旨ありて、写しを許せる古史傳の草稿、たへて闕外に出すべからず、またいかに親しき人といへども、他門の人に見すべからず、さるはいまだ草稿にて、人を誤まり、また嘲けらるゝ事も多ければなり。

未 十月十九日      あつたね

よし家ぬし

とあり、六人部家本『古史伝』はこのころに写されたものとも考えられる。

これらのことをまとめると、草稿本の起稿時期は文化十二年の初旬であり文政八年三月の『成文』出版までにはある程度出来上がっていた可能性が高い。また、先ず初稿を著し、その後逐次加筆修正を加えるという執筆方針であったことも重要である。この逐次加筆修正されていることによつて、草稿本の成立時期の特定は非常に難しいものとなる。例えば、文政七年十二月二日付の六人部是香宛書簡(前掲、渡邊『平田篤胤研究』、八七六頁)には次のように記されている。

…御考二稿、是はいさ、か愚案をもかき入れ、且ツ古史伝へも取べき事は書記し候間、なほ引合せ相済次第返上可申候、大戸之地・大戸之邊のことおもしろく承り候

該当する箇所(草稿本二卷(三稿本)四段と六段)で参照すると六人部の説の引用が確認できる。しかし、この書簡に示された内容は加筆修正という状態ではなく、草稿本の本文にすでに取り込まれている状態であり、成立時期推定の上限のみ示していて、どの程度くだるものなのかは定かではない。さらに⑥として分類した、元の文章を用紙ごと切り、新たな文章を貼付挿入するような方法で修正されていた可能性も含めると時期推定の範囲は広く見積もっても該当箇所の丁のみとなり、段や巻の成立時期として捉えるのは慎重でなければならぬ<sup>19)</sup>。この反面、加筆修正によって文言の書き換えが明確に読み取られるのであれば、同一紙面においても『古史伝』形成過程が窺える場合があり、草稿本の分析には未知の部分が多いといえる。

以上、本節では草稿本の書誌情報や書簡・日記といった史料から成立時期を推定してきたが、次節では成立時期を踏まえながら草稿本の加筆修正から看取される篤胤の思想形成を概観したい。

## 二 思想形成過程

右で示したように、これまで『古史伝』が篤胤の思想分析に用いられる際、多くの論者が天之御中主神や「死後審判」を中心に捉えてきた。しかし、その点のみが大切なのであれば、あえて「古史」を編纂しその「伝」を著す必要はなかったのであり、『古史伝』には「古史」によって示そうとした篤胤の思想を詳述するという意義があったはずである。そこで本節では、草稿本における篤胤の思想を概観するために、これまで多くの論者が指摘してきた「死後審判」が草稿本の中でどのような位置付けとなっているかを確認したい。

## 二一 神観(産霊神)と持分け

小林健三がすでに示したことであるが、草稿本には天之御中主神が「万物を主宰」というような記述はない。また、草稿本における「産霊神」に関する著述は概ね宣長の『古事記伝』に依拠しているが、篤胤独自の考えも窺われる。例えば一段「神魂大刀自神」の部分では、「師説に就て篤胤猶考るに」として篤胤説が述べられている。そこでは「高皇産霊神は男神」「神皇産霊神は女神」とあるように、夫婦ではない男女の神として示される二柱の産霊神によって神をはじめ天地万物が生成されるとされる。この部分に頭注として加筆されたのが、人間は勿論その「神魂」性情」までもが産霊神によるものであるという記述である。

## 一段「神魂大刀自神」

神等のみならず諸の物類は更なり天地をさへに鍛造<sup>ナシ</sup>たまへる産霊の趣も是に准へて想像奉るべし。(割注略)(△(頭)また生とし生る物ども人は更にも云ず。其(神魂)性情<sup>タマシヒ マコ、ロ</sup>。靈智<sup>イシチカリ</sup>も悉く産巢日<sup>タマモヒ</sup>神の賜物なる由をも弁ふべし。)

こういった生成の徳用は二段「萌騰之物」の解説において、所謂「無始」の神であって男女の徳を持つ天之御中主神が二柱の産霊神に「産霊の徳用を持分け」、その二柱神によって天地万物が生成したと説明される。

## 二段「萌騰之物」

天之御中主神は「既に二柱の産靈神より」御名の大きなるに取ては。其ノ事蹟の伝なき故に。神徳を伺奉るべき便  
 ■■(なげ)れど。二柱産靈神より前に始なく御坐し女男の御徳を兼有ち為「(四字)」「こと無し」て産靈の根原  
 を司給ひ(へて寂然に坐まし)女男ノ産靈ノ大神は其ノ神靈に資て生出坐して産靈の徳用を持分け宰給ひて。天地も  
 何も此ノ二柱ノ大神の産成し賜へる事とぞ思はるゝ。

この「産靈の徳用」は、「天瓊戈」にある「玉」と産靈神の「御徳」とを譲り受けるという継承方法によって伊邪  
 那岐伊邪那美命に授けられることとなる。これについては、『靈能真柱』において既に述べられていることが指摘さ  
 れている。該当部分の一部を引用する。

#### 五段「天瓊戈」

○篤胤今按ふに。師は此ノ矛を賜へること如何なる所以とも知べからずと言れたれど。此は彼ノ浮雲の根係の所  
 なきが如くして漂蕩へる一ノ物の(叢々)として堅まらざる■■■■を畫凝して。中心の固めの柱にせよとの御量  
 にぞ有りける。…(中略)…また其ノ着たる玉は三柱ノ天ツ神。殊には二柱の産巢日ノ大神の産靈の御徳を二柱ノ神に  
 「依し賜ひて。」(靈幸まして)ノ国土を巧み成しめ賜はむ其ノ御璽として御祝の飾に付賜へる物とぞ所思たる。

同様の継承方法は、二十九段における「賜」の解説、八十六段における「沼琴」の解説にも確認される。そしてこの  
 「産靈の徳用」は伊邪那岐伊邪那美命を経て風火金水土の五柱神、さらに分岐する神々へと「持分」されていく。

二二段「上件伊邪那岐伊邪那美大神の神たち生坐る事状」

斯て「其元を想ひ奉れば■」(此五柱)の神等を生坐ることは此頃までは風。火。金。水。土…(割注略)…の五つなほ分らず一混ヒトムレに在て二柱神の大御身に具■(へれる)を国土クニ(へを)成竟へ青人草ウミナを生成し給へる世となりてはそれ分らずでは得有まじき幽き理の有て(こそ)如此分りつらめ…(割注略)…然れば彼(五柱)の神等は「(五字)」(その物の分れ分)る、「と俱に」(はし)に其物に因て生出坐アレイデマし■(某々に)持分て掌賜シリタマふにて其を一つに都ては伊邪那岐伊邪那美命の御神徳ミイサツにつまり「御徳の」其本を求むれば女男二柱の産靈(大)神「(六字)」(の神靈に止まり)なほ風。火。(金)水。土の神たちのその■(先々)枝々を掌賜ふ神たち多く…(割注略)…その御神徳ミイサツの千ちとなり萬つとなり天地の間に充滿ミチクて至らぬ隈なく「(八字)」(世に成出る)物の限り「人を始め尽く伊邪那岐伊邪那美神の御末に洩る、こと」(その御靈に漏る、こと)なき故に悉く此理をおして(其大概の)知られざる事なきはいとも妙なるものならずや。

産靈神の「御神徳」が伊邪那岐伊邪那美命に授けられ、国を生み人を生み終えたと、その「御神徳」は風・火・金・水・土の神々に「持分て掌賜シリタマふ」こととなり、さらに無数に分岐し「天地の間」に生成されるものはこの「御神徳」に漏れることが無い。だからこそ、万物万象は風火金水土の理から推量して知られないものは無いのだとしている。このような発想の延長線上に、前節で取り上げた「硫黄塩硝」の説があるのは間違いないであろう。また、この無数に分岐した「御神徳」を「持分け」る神々によつて世界は充滿しているという発想は、吉田麻子による「人の力が決して及ばない強い神秘的なエネルギーを秘める多様な神々に人の世が包まれてある」という『鬼神新論』における篤胤の思想分析とも通じるものがあると考えられる。<sup>②</sup>

この「持分」については宣長の説と比較することで、より特徴が示されるものと思われる。『古事記伝』の「速秋津日子速秋津比賣二神。因河海持別而。生神名」という部分で次のように説く(『宣長全集』九卷、二〇八頁)。

○持別而とは、同水戸の内を、河に因れる方と、海によれる方と、二柱神の別て持坐を云なり、さて持別而生とつづきたれども、持別は此神たちの凡の上を云るにて、生にかゝれることには非ず

宣長の説では二神によって海河がそれぞれ持続して(「二柱神の別て持坐」)ことを示しているのであって、生成したのではないと断じている。一方篤胤は「持別而」ははじめ宣長の説に依拠しつつも、加筆修正して先に見た「産霊の徳用」を「持分」ている神々の「産霊の御間」に生まれるとしている。

一七段「因二山野持別而。生坐神」

持別而(所生坐)とは。「師」の云れたる如く「此神たちの凡の上を云るにて「生にかゝれることには非ず」「(山野)神野神。野に山に別々に生み坐るとには非ず」「(二柱神。野「に」(と)山(と)に別々に生み坐るとにはあらず」「さて然」(その)持別て坐す二柱の産霊の御間に生坐るとのことなり

このように篤胤にとって「産霊の徳用」の「持分」とは万物の生成を考える上でも重要な意味を持ち、その神観・世界観として特徴的に捉えられるべきものである。そしてこの篤胤の神観は、中野裕三が「宣長は、産巢日ノ神や禍津日ノ神の神学において、「一即多」の発想を受容していながらも、あくまで「神の定義」に示されたやうに、個別神

格の独自性は認めていた」と述べる宣長の神観の延長線上に位置付けられるのではなからうか。<sup>22)</sup>

## 二―二青人草と靈魂観(死後審判と帰天・復命)

「死後審判」を考える前提として、草稿本のなかで人間すなわち「青人草」をどのように考えていたかを見てみたい。

### 一―二段「或人間」

さて(また)人の生出ることは父母の賜物なることは今云まてはなく但しその成出る元は神の産靈の神靈によりて此に生坐る<sup>コ、アレマセ</sup> ■神たちの掌坐ます<sup>シリマシ</sup>風火水土四種の物を結び成し給ひ。それに心魂<sup>タマシヒ</sup>を幸ひ賦りて生しめ賜ふことなり

先に見てきたように、風火金水土の五柱神の持分によって万物の生成を説く中に、風火水土の四種が結合して、そこに「心魂」が付与され人が生まれるとしている。そして、この人間の起源としては、伊邪那岐伊邪那美命が「生給八百萬神」ことに求めている。

### 十段「八百萬神」

○「生給」八百萬神とは(かぎりなく)多くの神々を ■とりすべ云ふ古言なること今更云ふまで ■ ■(もあらず)但し此に如此云ることは論あり其はまづ(▲)頭)伊邪那「岐」(美)命「の神避 ■ ■」(への豫母都国に往坐<sup>イテマヤ</sup>)

りし前にサキ二柱神■〈の〉生「給へ」〈坐〉る神■サキ々々は古書どもを■コトクマナ熟考ふるに風神〈を生坐る〉が始にて火神。金神。水神。土神。のみ■サキ〈ありて〉風神より前に生坐る神は一柱だにあることなき〈を〉(割注略)此に如此云るは傳の「まされ」(誤)ならむかと思へど此〈本ッ書なる鎮火祭祀詞は〉天神の■大御口づから■傳賜へる■サキ祝詞言の〈中に〉もとも正しき傳■サキ説にて少も紛らはしきふしは「あらね」〈無けれ〉ば此も決めて深き「よし」〈由〉ある■サキことならむとなほつら／＼考ふるに〈此は〉青人草の「始祖」ウツクサはじめの祖神を生給へる傳になむ有ける

このように、記紀には風神よりも先に生まれた神が無いとされているが、鎮火祭祀詞には「八百萬神」をお生みになつたとの記述があつて、これこそが「青人草」の起源を示す記述なのだと考えたのである。そして、このことが次に見られるように特徴的な人間観として現れる。

#### 十段「八百萬神」

彼<sup>カ</sup>大詔命〈の旨は〉(彼<sup>カ</sup>むら／＼と)漂蕩<sup>タタヨ</sup>へる■サキ一物を固めて先<sup>ツ</sup>國土産べき基を成より始めて國土を産み青人草を産むことまでをかけて詔へるにて其<sup>カ</sup>中にも人草を生給■サキはむことを依<sup>シ</sup>賜ふぞ主<sup>ムネ</sup>とある大御心には有ける■サキ〈り〉(割注略)故<sup>レ</sup>二柱神のその大御心を御心とは爲て國土産賜ひて後にいとやく青人草を生坐■サキ〈せるなり〉…(中略)…此〈事〉凡て神代の御典を讀奉るもの〈まづ〉最初に熟く心得■サキをるべき第一義なる故にまづ此にかくは論<sup>サ</sup>し置になむ此旨を思はで神典を讀まむ人は□らに字を數ふる人とこそ云べけれ

八百万神を生むということを人間起源を示すものと考え定めると、天神が伊邪那岐伊邪那美命にこの漂へる国を修り固め成せと仰せになったことは、国土を産む基礎を作り、「八十国」「八十島」を産み、そして人間を産むことまでを含めてのことであつて、中でも人間をお生みになることを命ぜられるのが趣旨であると理解される。であるからこそ、伊邪那岐伊邪那美命は大御心をむねとして国産みの後いちはやく人間をお生みになったのである、としている。そして、これこそが「神代の御典」を読む者の「第一義」なのである。

このように天神が人間を生むように命ぜられ、それを伊邪那岐伊邪那美命がむねとされたということが次のような理解につながっていく。

一七段「此處にいさゝか」

伊邪那岐伊邪那美二柱ノ大（御）神。「天祖命」へ（天皇祖命）の大詔命を受賜てその「勤しみ坐る」へ（為給ふ）事ごとくに国土のため青■（人）草の爲との御所為ならぬは無ししかば（割注略）その生坐る御子神たち此は彼の謂レに依りて生坐し被は此ノ謂レに依て生レ坐ると其ノ生坐る■謂レ（ここ）各々異なれども。「皆」凡て二柱ノ神の国土へ成し堅めて青人草を■愛しみ賜はむの大御心より生成し賜へるなる故に其ノ神たちの今の現に国土青人草に幸ひ給ふ御功德の蹟をとめてつら／＼に察もて行けばまた此ノ御謂に少も違ふことなし

天神の大御心をむねとする伊邪那岐伊邪那美命の「御所為」に人間の事を思わないことはなく、二柱神から持分てお生まれになった御子神もすべて「青人草を愛しみ賜はむ大御心」からお生みになったのだという理解になるのである。

この「青人草」に関する解釈は「三稿」とされる一七段以前の引用を用いているが、一節で示した伴信友宛書簡に

「古史伝の中に、青人草の初の考などは、早く見せ奉り度こと也」という言及があり、「青人草」は最初期の課題の一つであったと考えられる。

### 死後審判

ここではこれまで多くの先行研究で論じられてきた一二三段について、前節で示した篤胤による加筆修正に注目する事によって見いだされる思想の形成過程を示したい。この段では大國主神が「治<sub>ニ</sub>幽冥事<sub>一</sub>」ことになるのであるが、このことを記した草稿本該当部分は次のようになっている(二十三卷、四〇丁オ)。

カミトカワゴト  
 神事幽事と云は如何なる事を云ならむと考ふるに。謂ゆる造化(への道)に係る神事には非ずして国津神は更なり。  
 天津神も国土に祝へるまた世に有ゆる人の此世を過て幽世に帰たらむ(魂)を此時まで猶いまだ主宰治むる大神を定賜はざりし故に。其(幽冥事の大権を執て)を悉<sub>■</sub>(へく)「掌」(統)治めよとの勅命<sub>ホトミコト</sub>(へにて大造之績を成給へる賞の賜物)にぞ有ける

ここでは修正前において「其を(幽世に帰す人・筆者註)悉く掌治めよとの勅命」であった部分が、修正後「幽冥事の大権を執て悉く統治めよとの勅命」と変更されている。同様の変更は左の引用でも確認され、また右の引用で「大造之績」といわれているものが所謂「国譲り」のことを指すと理解される(二十三卷、五十四丁ウ)。

神魯岐神魯美命の大詔命もて。「其大國主の■(頭明事)をば。天神御子に讓奉らしめ給ひて。」幽冥「事治看す」(「の」の大權治看す)大神とは定賜へ「るなり」(りけむ)

ここでは黒と朱による加筆修正が複数回確認できる。先の引用と同じく修正前に「幽冥事治看す大神とは定賜へるなり」となっていた部分が、修正後「幽冥の大權治看す大神とは定賜へりけむ」となっている。つまり、修正前に現世を去り幽世に行く人を治める神であったが、修正後には「幽冥事の大權」を執行する神となったのである。この「幽冥事の大權」こそが死後審判であることは、次の引用から確認できる(二十三卷、五十八丁ウ)。

抑德行に苦める者幽世に入ては永く大神の(御)賞を賜はりて用らる是を真の福といふ。傲遊に耽りし者幽世に入ては永く大神の(御)罰を蒙ふりて棄らる是を真の殃といふ。(▲)総て思ふに善惡既に分れ。功と罪と定りて。善を賞み惡を罰むるは幽世大神の大權にて輕重遲速の差こそ有れ其善惡に適ふ「(五字)」賞罰を行ひ給はずと云こと無れと■現世に其賞罰を見■こと能はず。幽世に歸りて後に■判給ふ。:

ここでも元の文では現世において徳を積んだ者と気ままに遊んだ者との賞罰が示された部分に、頭注として「善を賞み惡を罰むるは幽世大神の大權」という文が加筆されている。これらの加筆修正に「靈能真柱」(下卷、八丁オ)の

頭明事にて。天皇命の御民とあるを。死ては。その魂やがて神にて。かの幽靈。冥魂などいふ如く。すでにいはゆる幽冥に歸けるなれば。さては。その冥府を掌り治めす大神は。大國主ノ神に坐せば。彼ノ神に歸命奉り。

その御制を承賜はることなり。  
ミオキデ ウケタマ

という部分を併記したとき、『靈能真柱』↓「草稿本初稿」↓「草稿本加筆修正」と変化していく大國主神の位置付けと、加筆修正過程で「死後審判」が「幽世大神の大権」として明確に打ち出されていくことが示されるのである。<sup>23)</sup>  
 大名牟遲神は兄である「八十神」達による迫害から逃れ、「根堅洲國」にいる須佐之男命の試練を潜り抜けて、「八十神」を征伐する事で大國主神となるのであるが、篤胤はこの様な大國主神が国譲りをしたことこそが「大造之績」であり、この功績によって「幽冥事の大権」を掌る神となつたと考えたといえる。<sup>24)</sup>

### 帰天・復命

このように篤胤にとって「青人草」は神々の「愛しみ賜はむ大御心」を受ける存在であり、死後「幽世」においてその魂は「幽冥事の大権」という審判を受けると考えていた。そして『成文』では後の一二八段において大國主神の「和御魂」である「大物主神」をはじめとする「八百萬神」が「昇<sup>レ</sup>天」ことになるのであるが、この一連の経過を篤胤は草稿本で次のように述べる。

一二八段「陳<sup>マ</sup>其誠款<sup>ソノマコト</sup>之至<sup>ノマコト</sup>」

【「皇産靈」天皇祖神たちの産靈によりて、御祖二柱神の神等を生坐る事状をよく察れば、「(五字)」「△(頭)産靈神の愛み給ふ」人草の爲にと生坐るなれば。彼<sup>ソノ</sup>■二柱神の生坐る神等は更にも云ず神世のむねとある神等は■

産霊神の大御心を御心として。無窮トコシズに世の為。人草の為となるべき事どもに勤み給〔「十一字」〕へる有趣なり。そは今も替らざること〕風火金水土五種の神たちを始め。謂ゆる造化の事に預り給ふ神等今に至るまで。其功業イサツへるの替ること無をもて證とすべし。されば其餘ノの神等といへども各々某々に功績イサツを立て本分の道を盡し。産霊大神に復命白さでは叶はざる義なれば是ノ時参上らし、神たち、大物主神をはじめ某々本分の道を盡し〔「四字」〕服ツボ〔「八字」〕ひへて天皇はさらなり、天皇祖神の愛しく思ほす人草をなほ往末とこしへに宇豆那ひ恵み給はむ事をも誓アケヒマツ白し給はでは得有まじき理ならずや。又是に付て思ふに凡人とても天皇祖神の産霊に依て生出て其魂も産霊大神の賜物にしあれば其賜へる性ヤマトを違へず神習ふべき物なることを知り弁へて。世の為。人の為ともなるべき業にいそしみて終には〔「四字」〕幽事シユウ掌する神の御許に参るなれば其御後に従ひて。是時の例のまに／＼天に参りて■産霊大神に賜はれる本分の道を盡せる事を復命ケリマツまをすぞ人の道なる…〕

ここでは、前半部分で先に見たように「青人草を愛しみ賜はむ大御心」をむねとして神々が功績を残し、そのことを「産霊大神に復命」するものとしている。そして後半部分で、この「大物主神」をはじめとする神々の事蹟を「神習」べきものとして、人は現世においては世のため人のためになるよう努め、死にては大国主神のもとに参り、その事蹟に習つて「天に参り」復命ケリマツすることが「人の道」だとしている。

『靈能真柱』において靈魂の行方を「幽冥」としたことは有名だが、「天」についての考えがなかったわけではない。『靈能真柱』において篤胤は「阿賀理」ということをば解説して「上代ウヘより。死ては其ノ魂の天へ帰ユクことにいへれば。実マコトに然在シカラむも知ルべからず。」〔下卷三十四丁ウ〕とややぼかした表現で言及している。(25)そして草稿本においては

一四九段「崩坐」<sup>カタマツリシメ</sup>

阿賀理<sup>アガリ</sup>てふ言の意を。既に「第二七段に」云へる如く。神は更なり。人にも荒魂和魂の二あるを。凡て人は死れば。尊きも卑きも皆悉く。其<sup>レ</sup>魂天と地と二道に分り去りて。各々其<sup>レ</sup>所に止まる理なれど。元一人に（結べる）<sup>ト</sup>靈なる故に。相と添<sup>タマ</sup>つて天にも地にも往來<sup>ユキカ</sup>ことなり。是を以て上<sup>コ</sup>代よりして。靈の往方<sup>ユクヘ</sup>といふ語に。天に上ると云<sup>フ</sup>のみならず。地にも止まる由を云へり。

として、人の魂は全て尊卑の別なく天と地に分れて鎮まると考えるようになったといえる。<sup>(26)</sup>このように、篤胤は「靈能真柱」では確証の無かった、「魂」が天に上るといふ説を、草稿本においては明確に述べるようになっていたのである。当然そこには天神（ここでは「産靈神」）の愛しきを受けて生まれた「青人草」という大前提があり、であるからこそ産靈神から授かった「本分の道」を尽したことを帰天し復命するのが「人の道」だとされるのである。<sup>(27)</sup>

## まとめに

一節において示した草稿本の執筆方針や加筆修正に注意を払いながら、その内容を分析してきた。これらのことをまとめると次のようにいえるであろう。

産靈神に関する根本的な理解は宣長に依拠しているが、篤胤の独自の発想も窺える。すなわち産靈神の徳用を付与された伊邪那岐伊邪那美命が国土・万物そして青人草を生むこととなり、この産靈神の徳用は持分て風火金水土の五

柱神となり、また無数に分岐し世界に充滿し今も万物を生成している。青人草はその起源を考えたとき産靈神をはじめ伊邪那岐伊邪那美命の愛しみを受けて生まれたのであり、それ以後の神々の所為はこの産靈神の大御心をむねとして世のため人のためと勤しまれるのであって、同様に人間もそのように勤めるべきである。終に幽世に往くこととなつたらば大国主神の審判を受け、産靈神の所に帰天し復命するのが人の道である。

このように見ると篤胤は、産靈神の「御神徳」を「持分け」た神々によって世界・万物が生成され、人間もまた産靈神から「神魂」を授かるという神人関係・世界觀を有していたといえる。これは宣長の神觀の延長線上に捉えられ、「八百萬神」に対してそれぞれ別個の性格を見ていたからこそその発想であらう。

また、草稿本初期段階からの課題の一つに「青人草」の起源があった。そして、この「青人草」を神々の「愛しみ」を受ける存在として捉えたことよつて、篤胤の現実世界は「古史」神代卷の世界と同質のものとなり、大国主神が蒙るような迫害や、数多の困難があつたとしても、それらを乗り越え、世のため人のために努めるよう求められるのである。これこそが生田万をして「御恩頼」と言わしめた篤胤の「御教語」(はじめに)参照)であつて、「古史伝」に一貫した思想の一端であると考えられる。このことを念頭に置きながら、篤胤の思想形成過程として大国主神論の發展を考えるならば、「幽冥事治看す大神」から「幽冥の大権治看す大神」へと變化したことと、「青人草」の起源を考え定めたことは緊密な関係があると思われる。それは、「青人草」の起源を考えることよつて初めて人間が如何に生きるべきかが規定されたのであり、これなくして「死後審判」における善悪の基準は設けられなかつたと考えられるからである。このように人間が如何に生きるかという道德的意味・意義を「古史」の中に見出したところに篤胤の学問的特徴があるように思われる。

最後に多くの先行研究で言及されていた天之御中主神について簡単に触れてみたい。本稿で見えてきたように草稿本

において篤胤は「産霊の御神徳」を持分ける神観や「青人草」の起源、所謂「死後審判」などに比べて、天之御中主神の解釈にはあまり力を入れていない。このような状態の草稿本に天之御中主神の註釈を付加したのが板本『古史伝』なのである。このことを篤胤に寄り添って理解するならば、あくまでも草稿本における神々の個別性を保ちながら、板本において天之御中主神を根源的な神として説き直したということであって、それ以上のものではないと考えられる。しかし、これは研究対象に寄り添って理解した場合であって、当然この部分を読んだ門人や後の研究者に対する影響は、別の問題である。

板本の二七段「荒御魂和御魂」の解説末尾に次のようにある。<sup>29)</sup>

書物を著作<sup>ツク</sup>りて世に遣しおくは。大<sup>キ</sup>くも小くも。我が魂を人に幸ふ事なるが。わが説く趣は。一つなれども。門人の聞取りやうに異あり。たとへば一<sup>ツ</sup>の火を以て。薪に移したらむにも。堅木と雑木は異なるが如くなるべし。但し此は学問のうへのみならず。何事にも通ることぞ。

『古史伝』を出版した後の門人達の反応を、篤胤はどのように見ていたのであろうか。知るすべなしである。



## 註

- (1) 秋田県公文書館に所蔵されている平田篤胤自筆の『古史伝』に関する呼称は、「自筆稿本」「古史伝」「稿本」「古史傳」「自筆稿本」等様々であるが、本稿では後に示す鈴木重野宛書簡に「草稿本」と篤胤自身が述べているのでこれを採用し必要が無い限り「草稿本」とし、必要があれば「草稿本」「古史伝」「草稿本」「玉櫛」等と書名を補って示す。また板本『古史伝』についても単に「板本」と略記する。
- (2) 秋田県立図書館編『秋田県立図書館沿革誌―昭和三十六年度版』(昭和三十六(一九六一)年)、七三頁。また、草稿本『古史伝』の表紙に「明治四十二年二月十七日購入」の印がある。
- (3) 菊池保男「館蔵資料の伝来と再整理についての覚え書き」(『秋田県公文書館研究紀要』創刊号、平成七(一九九五)年三月)
- (4) 村岡典嗣「平田篤胤の神学に於ける耶蘇教の影響」(前田勉編『新編 日本思想史研究―村岡典嗣論文集 東洋文庫726』(平凡社、平成十六(二〇〇四)年、初出は『文芸』第一一卷第三号、大正九(一九二〇)年)
- (5) 三木正太郎『平田篤胤の研究』(神道史學會、昭和四十四(一九六九)年)
- (6) 小林健三『平田神道の研究』(古神道仙法教本庁、昭和五十(一九七五)年)
- (7) 神保郁夫「平田篤胤天之御中主神信仰の変遷と確立(上)(下)」(『神道宗教』一六二・三三号、平成八(一九九六)年)
- (8) 草稿本文の分析は行っていないものの、草稿本を含む『古史伝』をめぐる気吹舎門人のやり取りに付いて中川和明が論文を著している。その中で、秋田県公文書館所蔵の草稿本の構成を一覧表にして示しているほか、鎮胤の言説をもとにこの草稿本が文政八年のものと推定している。中川和明『平田国学の史的研究』(名著刊行会、平成

二十四(二〇二二)年)

- (9) 神保の指摘の他に、鏡胤の婿入りの時期の問題もある。つまり鏡胤は文政八(一八二五)年に婿入りするため、それ以前の出来事については日記等を参照して「略記」を執筆したものとされるというのである。渡邊金造が『氣吹舎日記』中に「○開題記刻成は八月廿二日以前也と見ゆ。鏡胤」とあることを指摘しているのは、その一例と思われる(渡邊『平田篤胤研究』(鳳出版、昭和五十三年二月、但し初版は六甲書房、昭和十七年十二月)九二〇頁、参照)。また、単に「略記」の『古史伝』成立時期に関する記述と板本『古史徴開題記』における篤胤の言説が一致しないという点も指摘できる。例えば、篤胤は草稿本『古史伝』の起稿時期を述べていないが、鏡胤は文化九(一八二二)年に「○靈能真柱成。○古史伝の草稿をも初め玉へり。」としている。また篤胤は初稿の成立を『開題記』(文政二年)に記しているが、鏡胤は文政八(一八二五)年に「古史神代の伝大抵草稿成れり」としている。『古史徴開題記』については、板本二九〇丁オ―二九七丁オ、『新修平田篤胤全集』第五卷(名著出版、昭和五十二年)、二三〇―二三五頁、参照。「略記」については『新修平田篤胤全集』第六卷(名著出版、昭和五十二年)、参照。
- (10) 同様の視点を吉田麻子『知の共鳴―平田篤胤をめぐる書物の社会史』(ぺりかん社、平成二十四(二〇二二)年)が示している。

(11) 平野豊雄の論考は『古史伝』を丁寧に読むことよって、篤胤が「青人草」の起源を記紀に読み込んでいたことの意味を考察したものである。しかし、その意味を当時の宗教者における人間観と比較する事により「国家」的有用性を示したものであって、『古史伝』のなかでどのような意味があったかは示していない。平野の目的は、「篤胤の思想的課題」が「俗神道的な諸思想」を「国家の神話へ方向づけること」であったと示すことにある。篤胤の思想そのもので無いので当然である(篤胤における国家と「青人草」『一橋論叢』第八十四卷第一号、昭和五十五

(一九八〇)年)。また、前田勉「平田篤胤における日本人「神胤」観念」も同様のことがいえる(『近世神道と国学』、ぺりかん社、平成十四(二〇〇二)年、なお初出は『日本文化論叢』七号、平成十一(一九九九)年)。

(12) 田原嗣郎が『古史伝』において「顕・幽の両界は平等の関係」であると述べていることが思い起こされる。(『霊能真柱』以後における平田篤胤の思想について)『日本思想体系五十 平田篤胤 伴信友 大国隆正』(岩波書店、昭和四十八(一九七三年))

(13) 前掲、渡邊金造『平田篤胤研究』、八二七―八二九頁。

(14) 原表紙二十二段には「二柱神散去段」とあるが、内容は「事戸度」の続きといえる。また、草稿本の段構成にも修正が見られる。例えば、十一段を分割したと思われる点が挙げられる。全段を通じて十二段のみ丁の裏から始まっており、その後の段は五十巻前後まで一段づつ繰り上がった形跡がある。

(15) 宮地正人編『国立歴史民俗博物館研究報告 第一二二集』(国立歴史民族博物館、平成十七(二〇〇五)年)、一一四頁。

(16) 國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所「國學院大學 国学研究プラットフォーム」の構築「事業(平成二十三(二〇一一年)度)で行っている「古史伝研究会」における遠藤氏の発言。

(17) このことは『古史伝』二十九之巻上で鎮胤が述べていることと符合する。「第一段より、百四十三段までは悉く傳あり、百四十四段は半有り、百四十五段は闕、百四十六段より百四十九段までは、又傳あり、その以下は凡て缺たり。」(『新修平田篤胤全集』第三卷、昭和五十二(一九七七)年、四〇一頁)

(18) この段構成変更は草稿本原表紙の表記に従えば

「祓戸神等亦名段」(二五段→二七段)

「水戸神御子生段」(二六段↓二八段)

「海神住吉神生坐段」(二七段↓二五段)

「日神月神生坐段」(二八段↓二六段)

となっており元の二五・二六段を二七・二八段と入替えるというものである。六人部家本にはこの内二八段を二六段に変更する指示が表紙に記されている。この段構成の変更に関する他資料による言及は今のところ確認できていないが、草稿本の本文から推測するに「祓戸神等亦名段」において「八十枉津日神」や「神直日神」という「天照御大神之荒御魂」「天照御大神之和御魂」とされる神々の「亦名」が示されるが、「天照御大神」という表記は「日神月神生坐段」まで登場しない。そのため連続した前後各二段を入替えることになったと考えられる。但し、これは「天照御大神之荒御魂」「和御魂」の生成順序が変わったことを意味しない。なぜならば、「祓戸神等亦名段」の内容は二四段「祓戸神等生坐段」の解説的な位置付けであり、「古史」本筋の変更を意味しないからである。

(19) 神保が前掲論文において宮負定雄の説の引用から成立時期を考察しているが、同様の理由から全体へ敷衍して考えるのは慎重でなければならないと考える。

(20) 遠藤潤「平田国学における〈靈的なもの〉」(鶴岡賀雄・深澤英隆編『宗教史学論叢一六 スピリチュアリテイの宗教史 下巻』、リトン、平成二十四(二〇一二年)

(21) 前掲、吉田『知の共鳴』四三二頁、参照。『鬼神新論』における人と神々の論考は、神観に「原始性」を見出して点にやや疑問が残るが、研究目的・方法をはじめ篤胤の思想分析において興味深い点が多い。

(22) 中野裕三『国学者の神信仰』弘文堂、平成二十一(二〇〇九)年、六九頁、参照。

(23) この草稿本にいたる変化は六人部家本『古史伝』では加筆ではなく本文として記されているので、文政六(一八一三)

年にはすでに完成していたものと考えられる。

(24) この間の経緯については、前掲の田原「『靈能真柱』以後における平田篤胤の思想について」(五八〇頁)で解説されている。草稿本との異同は少ないのでこちらを参照されたい。

(25) これは本居宣長が『古事記伝』の中で次のように述べていることと比較すると、大きな違いがあることがわかる。『本居宣長全集』第十一卷(筑摩書房、昭和四十四(一九六九)年)、三〇七頁参照。

飛行トビヤリ【書紀に、上天とあるは、例の漢籍めかしく書れたる文アヤのみにこそあらめ、實に天上アマへ登りノボ坐るにはあらず、たゞ此ノ記の如く見べきなり…(以下略)…】

(26) ただし、この部分にも⑥による加筆修正があり、前段階の記述が存在したであろう事に注意が必要である。

(27) 前掲、田原論文において、『靈能真柱』執筆時の篤胤は垂加神道の「日之少宮伝」にいえるところの「帰天」(「日少宮ニ帰ル」)を強く意識していたという。そして板本『古史伝』の段階にいたって『本教外篇』の「来世観」を用いて垂加神道説の「克服」を目指したとしている。『靈能真柱』における篤胤の垂加神道への態度は筆者も同感であるが、後に「来世観」によって克服したとするには疑問が残る。端的に言って、それは『古史伝』の魂の行方は「帰天」として垂加神道説と同じ結末だからである。本稿の分析を通じて理解されるのは、草稿本における「帰天」の根拠は「青人草」が産靈神の「愛しみ」を受けるものとしてしていることであって、これは垂加神道における「天人唯一」の思想によるものとは別物だということである。

(28) あるいは草稿本の状態を理解しながら板本『古史伝』を出版した鍔胤や延胤にしてみれば。

(29) 草稿本には次のようにある。

〈書物を造りて世に遣し大きくも小さくも我が魂を人に幸ふ〉(堅木と雑木とに火のもゆるをわが説く趣は一つなれど

門人のき、とり□□□□□□□□り）此は学問のうへのみならず。何事にも通ることぞ。

※なお、本稿は國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所「國學院大學 国学研究プラットフォーム」の構築」事業（平成二十三～二十五年度）における「古史伝研究会」の成果をもととし、平成十六年二月に遠藤潤氏が旧日本文化研究所の事業の一環として行った秋田県立図書館における資料調査時に撮影した草稿本『古史伝』の写真資料を用いた。また、写真資料は秋田県公文書館、向日神社、向日市文化資料館の許可をいただいて掲載している。